

三木町告示第 105 号

令和 8 年 4 月 3 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 12 月 18 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を有する団体として認可したグレース三木団地上池東自治会について、次のとおり告示事項を変更した。

三木町長 伊藤 良春

### 記

- 1 変更原因 令和 8 年 3 月 31 日付け告示事項変更届出による。
- 2 変更があった事項及びその内容
  - 事務所の所在地
    - 香川県木田郡三木町大字池戸 2 6 6 9 番地 1 2 から
    - 香川県木田郡三木町大字池戸 2 6 6 9 番地 2 4 に変更
  - 代表者
    - 香西 豊 から
    - 杉岡 利幸 に変更
- 3 変更の年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 令和 7 年度グレース三木団地上池東自治会総会の議決による。  
任期満了、役員改選のため。